

兵高教組

2020年4月13日

**調査情報 1号**

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL: 078-341-6745 FAX: 078-351-3185

URL: <http://www.hyogo-kokyoso.com>mail: [honbu@hyogo-kokyoso.com](mailto:honbu@hyogo-kokyoso.com)**高教組の要求によって在宅勤務が実現****感染防止のために積極的に在宅勤務しましょう****学校再開に向けて、出勤しないことこそが大事****時間講師、介助員、生活・学習支援員、パート調理員、看護師など非常勤職員も含めてすべての教職員が対象**

兵庫県を含む7都府県に緊急事態宣言が出されたことを受けて、県立学校が5月6日まで臨時休業と なっていますが、高教組が3月の臨時休業の時点から求めていた在宅勤務が、ようやく実現しました。

在宅勤務の目的は、教職員が学校へ出勤しないことによって感染拡大を防止することです。感染拡大の危険性は、児童・生徒だけのことではなく、教職員も同じです。臨時休業中および休業終了後の教育活動について、必要な対応は進めていかなければなりません、そのために感染拡大防止の措置がおろそかになってはいけません。

感染拡大を防いで通常の学校生活を一日も早く取り戻せるよう、在宅勤務を積極的に活用しましょう。

**目的は「出勤させず、感染拡大を防止する」**

県教委も「学校から感染者を出さないため、教職員を学校へ出勤させず、在宅勤務を可能とすることで、新型コロナウイルス感染拡大を防止することを目的とします」としているように、出勤しないで感染拡大を防止することが最も重要です。

県教委の通知文は「校務運営上支障がないように、通常の半数程度の教職員が勤務していることが望ましい」などとしていますが、半数にこだわるのが感染拡大防止につながるとは思えません。学校運営に支障が生じない最小限の出勤に抑えることが求められます。

**在宅勤務は原則として週4日が上限  
ただし、妊娠中や持病がある場合は配慮**

在宅勤務は「1日単位」で、「原則週あたり4日を上限」としています。上限を設けている事態が問題ですが、妊娠中など感染した場合の重症化リスクが高い人については、上限にとられず在宅勤務が優先されます。高教組はこれまで、妊娠中や持病がある人に特別休暇の適用などを求めてきましたが、在宅勤務の実施によって、通勤時や学校での勤務時の感染のリスクが避けられることになりました。

子の世話や風邪症状のときの特別休暇に該当する場合は、在宅勤務より特別休暇を優先してください。(特別休暇については19調査情報31号参照)

また、在宅勤務の日に年休等を取付することは可能です。

**在宅勤務でおこなう業務は、  
研修的な内容も含め幅広く**

県教委の「Q&A」によれば、在宅勤務でおこなう業務の内容としては、

教材研究、課題作成、専門性に関わる文献・資料の閲覧、植栽の種類・特徴等の研究、業務で使用する用具についての研究・情報収集、業務の効率化の研究、学校再開後の業務の段取りなど、研修的な内容も含め、幅広く考えられます。

**高教組は手続きの簡素化等を求めます**

現在の状況の中で、在宅勤務について煩雑な手続き等を課しているのは、県教委の危機意識が疑われます。活用を促進するべきであるにもかかわらず、申請・報告や、開始・終了の連絡などの煩雑さに、学校現場からは「そんなに面倒なら出勤する」という声も聞かれ、「半数程度」「週4日上限」とされていることなどについては、疑問の声があがっています。

手続き等については、高教組は引き続き改善を求めていきます。

県教委の姿勢が中途半端であることは責められるべきですが、いま大事なことは、学校で感染が発生しないよう、感染リスクを減らすこと、感染拡大を防ぐことです。工夫して、積極的に在宅勤務を活用しましょう。

**教職員の生活と権利を守る高教組へ、あなたもぜひ！**